

第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル東京 本館4階 桜の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

INDEX

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	47
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	51

 **三機工業株式会社**

証券コード：1961

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

株主総会にご来場の株主さまにお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

ごあいさつ



株主の皆さまへ

2020年4月1日付で代表取締役社長に就任いたしました石田博一でございます。

第96回定時株主総会を6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、2019年度の概況と今後の取り組みについて、ご報告申し上げますので、ご高覧ください。

2020年6月
代表取締役社長

石田 博一



三機工業グループ
経営理念

エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し 広く社会の発展に貢献する

技術と英知を磨き、顧客満足の向上に努める
コミュニケーションを重視し、相互に尊重する
社会の一員であることを意識し、行動する

証券コード：1961
2020年6月9日

株主各位

東京都中央区明石町8番1号
三機工業株式会社
代表取締役社長 石田 博一

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が強く要請されました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

なお、ご来場の株主さまにお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
3. 目的事項	報告事項 (1) 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

以 上

1. 本株主総会招集ご通知及び株主総会参考書類の英訳は、インターネットの**当社ウェブサイト** (<https://www.sanki.co.jp/>) に掲載いたします。
2. 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、**当社ウェブサイト** (<https://www.sanki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの**当社ウェブサイト** (<https://www.sanki.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主の皆さまへのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応方法を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sanki.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主さまのためアルコール消毒液を配備いたします。
なお、ご来場の株主さまは、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14 日間が経過していない株主さまは、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明を簡略化させていただく場合がございます。株主さまにおかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本株主総会招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



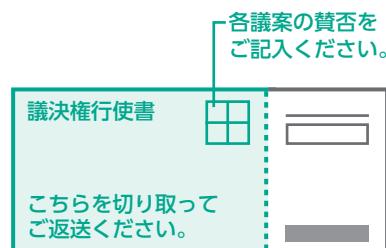
代理人がご出席される場合は、議決権行使書用紙に加えて代理権を証明する書面が必要になります。なお、代理人は当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットでご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時入力分まで

■ 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱いについて

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合

インターネット等による議決権を有効とさせていただきます。

インターネット等によって議決権を複数回行使された場合

最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された 合弁会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次頁インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

※議決権行使サイトのご利用に伴う接続料金及び通信料は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

議決権行使サイト

<https://www.web54.net>



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、左記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



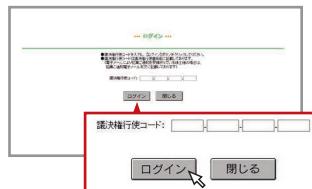
パソコンの場合

- 1 議決権行使サイトにアクセス
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

以下はパソコンの画面を表示しております。



- 2 ログイン
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



- 3 パスワードの入力
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。



スマートフォンの場合



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

また、当期（2019年度）を初年度とした中期経営計画“Century 2025” Phase2において、当社グループ経営目標の中で総還元性向70%以上を目標値として定めており、配当については1株につき年間60円以上の安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この度、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢と当社の業績に与える影響を慎重に見極めつつ配当金額を検討してまいりましたが、このような状況下においても予想値以上の利益を計上して創立95周年を迎えることができましたことも踏まえ、ステークホルダーである株主の皆さまへの還元をとおして新型コロナウイルス感染症収束後の経済回復と活性化に貢献したいと考えております。

そこで、当期の期末配当につきましては、特別配当を加え、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円

(うち、普通配当35円・特別配当25円)

総額3,458,082,840円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

なお、1株につき35円の中間配当を実施しておりますので、当期の配当金は1株につき、あわせて95円となります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任 長谷川 勉	代表取締役会長	100% (12回/12回)
2	再任 石田 博一	代表取締役社長	100% (12回/12回)
3	再任 三石 栄司	取締役専務執行役員建築設備事業本部長	100% (12回/12回)
4	再任 本松 卓	取締役専務執行役員プラント設備事業本部長	91% (11回/12回)
5	再任 工藤 正之	取締役常務執行役員	100% (12回/12回)
6	新任 福井 博俊	常勤監査役	—
7	再任 川辺 善生	執行役員経理本部長	—
8	再任 山本 幸央	社外取締役 独立役員	91% (11回/12回)
9	再任 額賀 信	社外取締役 独立役員	100% (12回/12回)
10	再任 柏倉 和彦	社外取締役 独立役員	100% (12回/12回)



生年月日

1953年3月4日生

所有する当社株式数

27,900株

候補者
番号

1

は せ が わ つとむ
長谷川 勉

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社	2012年4月	同専務執行役員営業統括本部長
2008年6月	同執行役員建設設備事業本部 東京副支社長	2012年6月	同取締役専務執行役員 営業統括本部長
2009年4月	同執行役員建設設備事業本部 事業戦略本部長	2013年4月	同代表取締役専務執行役員 建設設備事業本部長
2010年4月	同上席執行役員建設設備事業本部 東京支社長	2015年4月	同代表取締役社長執行役員
2011年4月	同常務執行役員東京支社長	2020年4月	同代表取締役会長 現在に至る

<担当>

秘書室、CSR推進本部、主査室

選任理由

長谷川勉氏は、2015年4月より代表取締役社長執行役員としてあらゆる場面において常にリーダーシップを発揮し事業運営に取り組んできました。2020年4月からは長年にわたり当社グループで培った経営手腕、識見、能力を代表取締役会長の立場で発揮しており、当社グループの企業価値向上のために欠かせない人材であると判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1959年1月22日生

所有する当社株式数

21,900株

候補者
番号

2

い し だ ひろかず
石田 博一

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2017年6月	同取締役常務執行役員 建築設備事業本部営業統括本部長
2012年4月	同執行役員営業統括副本部長	2018年4月	同取締役専務執行役員 経営企画室長
2013年4月	同執行役員北海道支店長	2020年4月	同代表取締役社長 現在に至る
2016年4月	同常務執行役員 建築設備事業本部営業統括本部長		

<担当>

経営企画室、法務室

選任理由

石田博一氏は、当社に入社以来、建築設備事業に長く携わり、当社事業に関する豊富な経験、知識及び実績を有しています。経営企画室長の要職も経験し、2020年4月より代表取締役社長として経営基盤の強化と長期ビジョン“Century2025”の推進に尽力しており、当社グループの企業価値向上に不可欠な人材と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1952年2月24日生

所有する当社株式数

26,600株

候補者
番号

3

みつ いし えい じ
三石 栄司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 当社入社
 2011年4月 同執行役員中部副支社長
 2013年4月 同常務執行役員中部支社長
 2017年4月 同専務執行役員
 建築設備事業本部長

2017年6月 同取締役専務執行役員
 建築設備事業本部長
 現在に至る

<担当>

建築設備事業本部、安全衛生品質環境推進室

選任理由

三石栄司氏は、建築設備事業の実務と部門経営を長年にわたり経験しています。現在は建築設備事業本部長を務め、建設現場の働き方改革の推進と労働災害の防止にも注力しています。これらの経験と実績は当社グループの企業価値をさらに高めるために不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1953年2月1日生

所有する当社株式数

16,900株

候補者
番号

4

もとまつ たかし
本松 卓

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
 2012年4月 同執行役員環境システム副事業部長
 2012年10月 同執行役員環境システム事業部長
 2014年6月 同常務執行役員
 プラント設備事業本部長兼
 環境システム事業部長

2015年4月 同常務執行役員
 プラント設備事業本部長
 2015年6月 同取締役常務執行役員
 プラント設備事業本部長
 2018年4月 同取締役専務執行役員
 プラント設備事業本部長
 現在に至る

<担当>

プラント設備事業本部

選任理由

本松卓氏は、環境システム事業の実務と部門経営を長年にわたり経験しています。現在はプラント設備事業本部長として機械システム事業と環境システム事業の発展に貢献しています。これらの経験と実績は当社の企業価値をさらに向上させるために不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1959年6月27日生

所有する当社株式数

11,100株

候補者
番号

5

く どう ま さ ゆ き
工藤 正之

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2014年6月 同執行役員
ファシリティシステム事業部長
2017年4月 同常務執行役員
建築設備副事業本部長

2018年4月 同常務執行役員
2018年6月 同取締役常務執行役員
現在に至る

<担当>
情報システム室、
建築設備事業本部海外事業統括室、
ファシリティシステム事業部、不動産事業統括室

選任理由

工藤正之氏は、建築設備事業の技術者として海外を含む多くの実務を経験した後、ファシリティシステム事業部長を経て、現在は情報システム室、海外事業統括室、ファシリティシステム事業部、不動産事業統括室の各部門の担当役員としてその手腕を発揮しています。これらの経験と識見は当社グループの企業価値向上に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。



生年月日

1958年5月12日生

所有する当社株式数

16,200株

候補者
番号

6

ふ く い ひ ろ と し
福井 博俊

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2012年4月 同執行役員技術開発本部長
2013年4月 同執行役員技術研究所長

2016年4月 同執行役員
2016年6月 同常勤監査役
現在に至る

選任理由

福井博俊氏は、当社に入社以来、建築設備事業の技術者として幅広く実務を経験した後、技術開発部門の責任者を務め、現在は常勤監査役としてコーポレートガバナンスの向上に貢献しています。これらの経験と識見は当社グループの企業価値向上に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

かわべ よしお
川辺 善生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2017年4月	同取締役執行役員経理本部長
2015年4月	同執行役員管理本部長	2017年6月	同執行役員経理本部長
2015年6月	同取締役執行役員管理本部長		現在に至る

<担当>
経理本部

生年月日

1960年10月31日生

所有する当社株式数

6,800株

選任理由

川辺善生氏は、当社に入社以来、主に経理・財務関連業務及び内部統制の推進に携わり、総務・人事を含む管理部門の責任者を経て、現在は経理本部長を務め、資本・財務政策にも注力しています。これらの経験と識見は当社グループの企業価値向上に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8

やまもと ゆきてる
山本 幸央

社外 独立役員 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	三井生命保険相互会社入社	2013年6月	同特別顧問
2008年6月	三井生命保険株式会社 取締役常務執行役員	2014年6月	当社社外取締役 現在に至る
2009年4月	同代表取締役社長 社長執行役員業務改善推進本部長	2015年4月	三井生命保険株式会社顧問
2012年4月	同代表取締役社長 社長執行役員（COO）	2017年3月	同退任

生年月日

1953年6月3日生

所有する当社株式数

7,000株

選任理由

山本幸央氏は、三井生命保険株式会社（現大樹生命保険株式会社）の代表取締役社長等を歴任しており、また、2013年8月から2017年3月まで一般社団法人日本経済団体連合会の常任幹事としても活動し、会社経営に関する豊富な業務経験と幅広い知識を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見を活かしたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。



候補者
番号

9

ぬかが まこと
額賀 信

社外 独立役員 再任

生年月日

1946年12月21日生

所有する当社株式数

11,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	日本銀行入行	1998年6月	同取締役社長
1988年5月	同調査統計局外国調査課長	2010年6月	同取締役会長
1990年5月	同経営管理局経営企画課長	2010年12月	同退任
1991年5月	同国際局総務課長	2011年1月	独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
1992年5月	同新潟支店長	2015年9月	同退任
1994年9月	同審査局審査役	2016年6月	当社社外取締役 現在に至る
1996年3月	同神戸支店長		
1997年10月	同退職 株式会社ちばざん総合研究所 取締役副社長		

選任理由

額賀 信氏は、日本銀行に長年在籍し、主要部門の管理職を歴任し、また、株式会社ちばざん総合研究所の取締役社長や独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長を歴任する等豊富な業務経験と幅広い知識を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見を活かしたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。



候補者
番号

10

かしくら かずひこ
柏倉 和彦

社外 独立役員 再任

生年月日

1954年4月13日生

所有する当社株式数

1,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社三井銀行入行	2013年6月	SMB Cファイナンスサービス株式会社 代表取締役社長
2005年6月	株式会社三井住友銀行執行役員 業務監査部長	2017年6月	同代表取締役会長
2008年4月	同執行役員	2018年6月	当社社外取締役 現在に至る
2008年4月	同退任		
2008年5月	SMB Cスタッフサービス株式会社 代表取締役社長		SMB Cファイナンスサービス株式会社 代表取締役会長退任
2013年5月	同退任		

選任理由

柏倉和彦氏は、株式会社三井住友銀行の執行役員をはじめ、同グループ会社の経営者を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しています。その経歴を通じて培った経験と識見を活かしたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (1) 山本幸央、額賀 信、柏倉和彦の各氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 当社は、山本幸央、額賀 信、柏倉和彦の各氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が取締役に再任され就任した場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
(1) 山本幸央氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
(2) 額賀 信氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
(3) 柏倉和彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
当社は、山本幸央、額賀 信、柏倉和彦の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額であります。
5. 山本幸央氏が取締役に再任され就任した場合には、同氏は取締役会議長に就任する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 福井博俊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



さいとう かずお
齊藤 一男

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	当社入社	2014年6月	同常務執行役員建築設備事業本部 技術統括本部長
2010年4月	同執行役員建設設備事業本部 北海道支店長	2020年4月	同常務執行役員 現在に至る
2011年4月	同執行役員北海道支店長		
2013年4月	同執行役員建築設備事業本部 技術統括本部長		

生年月日

1951年8月23日生

選任理由

齊藤一男氏は、当社の建築設備事業における技術分野に従事し、数多くの施工管理に携わったことに加え、部門経営や建築設備事業の技術統括部門責任者を務める等豊富な業務経験を有しております。その経歴を通じて培った豊富な業務経験と識見を当社の監査に活かしたく、監査役候補者といたしました。

所有する当社株式数

19,500株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者との責任限定契約について

当社は、齊藤一男氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 阿部隆哉氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる時に備え、予め補欠監査役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



あ べ た か や
阿部 隆哉

社外 独立役員 再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年1月	新和監査法人入所	2014年6月	同退所
1984年4月	公認会計士登録	2014年7月	阿部公認会計士事務所開設
1995年5月	朝日監査法人社員		現在に至る
2001年5月	同代表社員		(重要な兼職の状況)
2010年7月	有限責任あずさ監査法人パートナー		公認会計士 (阿部公認会計士事務所)

選任理由

阿部隆哉氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (1) 候補者は補欠の社外監査役候補者であります。
(2) 当社は、阿部隆哉氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は、阿部隆哉氏が監査役に就任した場合には、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

生年月日

1952年2月19日生

所有する当社株式数

なし

第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額650百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）としてご承認いただいております。

今般、第2号議案に記載のとおり、社外取締役3名の選任を提案させていただいておりますところ、社外取締役1名につきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、本総会終結の時以降は常勤となり、取締役会議長の任に就いていただき、今までにも増してその経験と識見を活かしていただくことを予定しております。

これに加え、近年の経済情勢や経営環境の変化に伴い社外取締役に求められる役割・責務が今後増大することも考えられることから、取締役の報酬額の総額（年額650百万円以内）は変更せずに、社外取締役の報酬額のみを年額50百万円以内から年額100百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役は12名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

<ご参考資料>

【取締役及び監査役候補者の指名方針】

当社では、「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、取締役及び監査役候補者の指名方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役候補者について

(取締役候補者指名方針)

- ① 取締役会は、豊富な実務経験と知識、高い識見と倫理観を有し、次に記載する取締役及び取締役会の役割を果たすことが見込まれる人物を取締役候補者として指名する。
- ② 社外取締役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。
- ③ 取締役の解任提案にあたっては、健康上の理由から職務の継続が困難になった場合、及び任務を怠ったことにより企業価値を毀損させた場合、人事報酬諮問委員会の検討を経て取締役会が審議する。

(取締役及び取締役会の役割)

- ① 取締役及び取締役会は、株主の負託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の重要な意思決定を行うとともに職務の執行に対する監督を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努める。
- ② 取締役及び取締役会は、内部統制システムの構築、リスク管理体制の整備及び適時適切な情報開示に努める。
- ③ 取締役会は、最高経営責任者の後継者選定に関し随時状況の監督を行う。
- ④ 取締役会は、利益相反取引に関する手続きを定め、取引の審議・承認を行う。

2. 監査役候補者について

(監査役候補者指名方針)

- ① 取締役会は、事前に監査役会の同意を得たうえで、高い識見と倫理観を有し、次に記載する監査役の役割を果たすことが見込まれる人物を監査役候補者として指名する。
- ② 社外監査役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。
- ③ 監査役のうち1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を候補者として指名するよう努める。

(監査役の役割)

監査役は、取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努める。

【社外役員の独立性基準】

当社では、「社外役員の独立性基準」を定め、以下の各項目のいずれにも該当しない者を独立役員として指定しております。

1. 当社を主要な取引先（注1）とする者又はその者が法人等（注2）である場合にはその業務執行者（注3）
2. 当社の主要な取引先（注1）、主要な借入先（注4）又はその者が法人等（注2）である場合はその業務執行者（注3）
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
4. 最近（注6）において上記1号～上記3号のいずれかに該当していた者
5. 次の（イ）～（ニ）までのいずれかに該当する者の二親等以内の親族（ただし、離婚、離縁等などによって親族関係が解消されている者を除く）
 - （イ）上記1号～上記4号までに掲げる者
 - （ロ）当社の子会社の業務執行者（注3）
 - （ハ）当社の子会社の非業務執行取締役（社外監査役を独立役員に指定する場合）
 - （ニ）最近（注6）において上記（ロ）、（ハ）又は当社の業務執行者（注3）に該当していた者
6. 最近（注6）において、当社の主要株主のうち、保有割合が3年以上連続して10%以上の株主又はその者が法人等（注2）である場合にはその業務執行者（注3）

（注1）「主要な取引先」とは、原則として当社の年間連結売上高の3%以上を3年以上連続している場合をいう

（2019年度を基準とすると年間連結売上高の3%は、約6,230百万円となります）

（注2）「法人等」とは、法人及び組合等法人以外の団体（農業協同組合、管理組合等）をいう

（注3）「業務執行者」とは、業務執行取締役及び従業員のうち部門長（本部長、事業部長、支店長）クラスの管理職並びにこれと同等程度に重要な地位にある者をいう

（注4）「主要な借入先」とは、原則として各事業年度末時点における借入残高が同時点における当社の連結総資産の2%以上である状態が3年以上連続している場合をいう

（2019年度を基準とすると連結総資産の2%は、約3,616百万円となります）

（注5）「多額の金銭その他の財産」とは、金額に換算して年間1千万円以上をいう

（注6）「最近」とは、株主総会に提出する選任議案を決定する時点から起算して5年前までをいう

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国経済は、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、消費税率引き上げによる個人消費の落ち込みや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、年度末にかけて急速に悪化し、厳しい状況が続いております。

建設投資につきましては、人手不足対応の省力化や研究開発等に関連する投資を中心に堅調に推移しておりましたが、企業収益の悪化を受けて後半は減退傾向にありました。

このような環境のなかで当社グループは、3カ年の中期経営計画“Century 2025” Phase2の初年度にあたり、Phase1の「質」を高める取り組みを継続するとともに、新たに「財務・資本政策」と「ESG方針」の開示及び「情報発信力の強化」により「信頼」を高める取り組みを行ってまいりました。また、2019年9月には機械システム事業の主力生産拠点「大和プロダクトセンター」が本格稼働いたしました。さらに、コーポレートガバナンスの一層の強化に取り組み、コンプライアンスの徹底を土台として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に鋭意努力を重ねてまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

受注高	1,940億 18百万円	前年度比	10.6%減	↓
売上高	2,076億 84百万円	前年度比	2.2%減	↓
次期繰越受注高	1,361億 63百万円	前年度比	8.9%減	↓
営業利益	106億 74百万円	前年度比	0.3%増	↑
経常利益	112億 24百万円	前年度比	0.2%増	↑
親会社株主に帰属する 当期純利益	75億 76百万円	前年度比	16.2%減	↓

受注高につきましては、前年度を10.6%下回る1,940億1千8百万円となりました。

なお、当社単独の受注高の発注者別内訳は、民間工事80.8%、官庁工事19.2%であり、特命比率は46.4%であります。

売上高につきましては、2,076億8千4百万円と前年度と比較し、2.2%の減収となり、翌年度への繰越受注高は、前年度末と比べて133億3千2百万円、率にして8.9%減少し、1,361億6千3百万円となりました。

利益面につきましては、減収の影響はありましたものの、工事採算の改善等により、営業利益は106億7千4百万円（前年同期比0.3%増）、経常利益は112億2千4百万円（前年同期比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は75億7千6百万円（前年同期比16.2%減）となり、前年度から引き続き高い利益水準を維持しております。

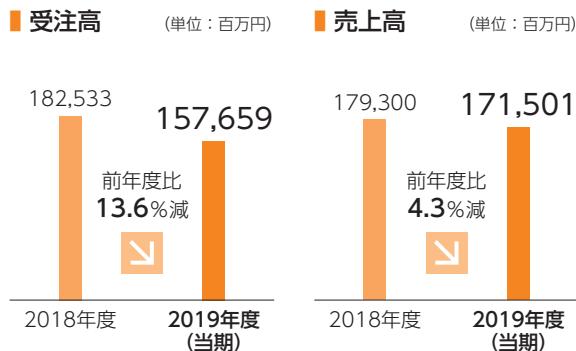
なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業績への影響は軽微であります。

セグメントの状況



建築設備事業

受注高は前年度比13.6%減の1,576億5千9百万円、売上高は前年度比4.3%減の1,715億1百万円となりました。ビル空調、電気、ファシリテイシステム各事業分野は前年度から堅調に推移しておりますが、産業空調分野は前年度好調であった影響により受注高、売上高共に減少いたしました。



機械システム事業

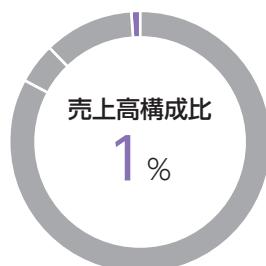
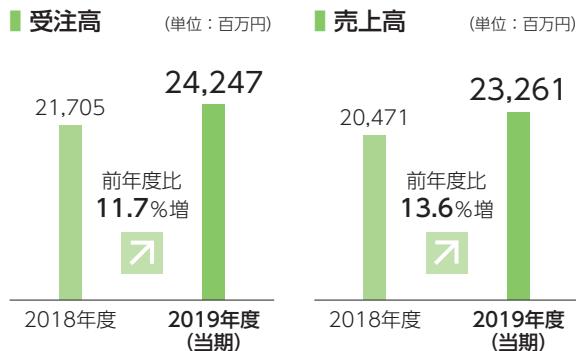
受注高は前年度比14.1%減の103億5千1百万円、売上高は前年度比5.3%減の111億6千9百万円となりました。





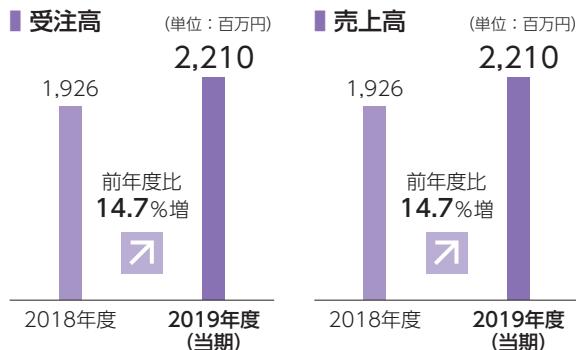
環境システム事業

受注高は大型の廃棄物処理施設を受注したことにより前年度比11.7%増の242億4千7百万円、売上高は前年度比13.6%増の232億6千1百万円となりました。



不動産事業

売上高は前年度比14.7%増の22億1千万円となりました。



主な受注工事、完成工事及び期末手持工事は次のとおりであります。

主な受注工事

物件名	工事種目	所在地
日本銀行本店営業所府中分館マシン棟	空調・衛生設備工事	東京
デンソー本社P T開発センター	空調設備工事	愛知
トヨタ自動車技術部再構築	空調・衛生・電気設備工事	愛知
Toyota Technical Center Shimoyama	空調・衛生・電気設備工事	愛知
石川地方生活環境施設組合ごみ処理施設基幹的設備改良工事	廃棄物処理設備工事	福島

主な完成工事

物件名	工事種目	所在地
虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー新築工事	空調設備工事	東京
国立代々木競技場第一体育館	空調・衛生・電気設備工事	東京
Otemachi Oneタワー新築工事	空調設備工事	東京
高島屋東別館リノベーション計画	空調・衛生設備工事	大阪
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 山形テクノロジーセンター	空調・電気設備工事	山形

主な期末手持工事

物件名	工事種目	所在地
邑智郡総合事務組合新可燃ごみ共同処理施設建設工事	廃棄物処理設備工事	島根
資生堂／（仮称）彩都東部地区新拠点建設プロジェクト	空調・衛生設備工事	大阪
日本銀行本店営業所府中分館マシン棟	空調・衛生設備工事	東京
虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業に係るB-1 街区施設建築物等新築（全体共用等工区）	空調設備工事	東京
千葉大学（医病）中央診察棟	空調・衛生設備工事	千葉

当社グループの当期におけるセグメント別の連結受注高・売上高・次期繰越受注高は次のとおりであります。

	当期受注高		当期売上高		次期繰越受注高	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
建築設備	157,659百万円	81%	171,501百万円	83%	98,604百万円	72%
機械システム	10,351	5	11,169	5	4,745	4
環境システム	24,247	13	23,261	11	33,033	24
プラント設備計	34,599	18	34,431	16	37,779	28
設備工事業計	192,258	99	205,932	99	136,383	100
不動産事業	2,210	1	2,210	1	－	－
その他	917	1	931	1	279	0
調整額(注)	△1,367	△1	△1,389	△1	△500	△0
合計	194,018	100	207,684	100	136,163	100

(注) 各セグメントに含まれている内部取引は、「調整額」で消去しております。

なお、当社の当期における部門別受注高・売上高・次期繰越受注高は次のとおりであります。

	当期受注高		当期売上高		次期繰越受注高		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
ビル空調衛生	56,152百万円	33%	64,645百万円	35%	42,732百万円	35%	
建築設備	産業空調	55,131	32	65,131	35	30,805	26
	電気	24,661	14	21,569	11	18,468	15
	ファシリティシステム	11,246	7	10,350	6	3,624	3
	計	147,191	86	161,696	87	95,630	79
プラント設備	機械システム	9,834	6	10,381	6	4,667	4
	環境システム	12,310	7	11,803	6	19,998	17
	計	22,144	13	22,184	12	24,666	21
計	169,336	99	183,881	99	120,297	100	
不動産事業	2,210	1	2,210	1	－	－	
合計	171,546	100	186,091	100	120,297	100	

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は21億円余であります。このうち主なものは機械システム事業の主力生産拠点「大和プロダクトセンター」の建設工事にかかるものであります。

4. 対処すべき課題

2019年度～2021年度は、中期経営計画“Century 2025” Phase2の期間となります。Phase2では「信頼」を高めることを新たなテーマとして掲げております。Phase1の「質」を高める取り組みを継続するとともに、新たに「財務・資本政策」と「ESG方針」の開示及び「情報発信力の強化」による企業理解の促進に取り組むことで、ステークホルダーの皆様への当社グループに対するご理解を深めていただきたいと考えております。

事業環境については、脱炭素化の動き、少子高齢化、働き方改革の進展等、大きく社会環境が変化していると認識しております。これらに対処すべく、「省エネルギー・創エネルギー事業」、「省力化・自動化事業」、長時間労働の解消など働きやすい環境づくりを目的とした当社独自の働き方改革である「スマイル・プロジェクト」を推進してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、状況が日々変化しておりますので、引き続き情報収集を実施し、人命最優先としつつ、影響を最小限にすべく取り組んでまいります。

各事業の環境と課題については、次のように認識しております。

- ・ 建築設備事業では、都市部の再開発案件や製造業の設備投資が続いております。我が国の景気は後退局面にありますが、建築設備事業分野の極端な需要減が起こるとは考えておらず、リニューアル工事など今後も一定の需要を見込んでおります。当社グループでは、「過重労働の回避を考慮した受注」、「省エネルギーシステムの開発」及び「ICT・BIMなどデジタルツールの活用による施工品質の向上」を目指してまいります。
- ・ 機械システム事業では、労働人口の減少に伴う省力化・自動化ニーズや、物流施設への設備投資が拡大しております。当社グループでは、2019年9月に稼働を開始した新工場「大和プロダクトセンター」を活用して、ロボットとコンベヤを組み合わせたハイブリッドシステムなどの製品・サービス拡大を進めてまいります。
- ・ 環境システム事業では、下水処理施設・廃棄物処理施設などの公共施設において施設建設のみならず維持・管理まで含めた対応が求められております。当社グループでは、PPPやPFIなど民間資金活用事業に積極的に取り組むとともに、引き続き省エネルギー・創エネルギー事業を拡大してまいります。

財務・資本政策の基本方針としては、次のように考えております。

- ・ 将来への投資については、R&D（研究開発）・設備投資・教育等を強化してまいります。
- ・ ステークホルダーへの還元については、総還元性向を目標値として定め、安定的かつ継

続的な株主への還元を行ってまいります。なお、当連結会計年度中に自己株式の取得や取引先に対する支払条件改善を実施いたしました。

- ・資本効率の向上を目指し、政策保有株式の縮減を継続してまいります。なお、当連結会計年度中に自己資本の構成を見直し、資本政策の柔軟性と機動性を確保いたしました。ESG方針としては、次のように考えております。
- ・E（環境）については、事業活動を通じて、脱炭素化・省エネルギー・創エネルギー等の地球環境問題解決に貢献します。また、「SANKI YOUエコ貢献ポイント」や「三機の森」育成、植林プロジェクトなどの社会貢献も積極的に実施してまいります。
- ・S（社会）については、働き方改革を重要課題と捉え、当社独自の働き方改革「スマイル・プロジェクト」を継続するとともに、コミュニケーションの活性化により、多様な人財が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。さらに、環境活動をはじめ、文化・スポーツ支援等を積極的に実施してまいります。
- ・G（企業統治）については、「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、より良いガバナンスに向けた取り組みを継続してまいります。

こうした活動を通じて、Phase2では、以下の目標の達成を目指してまいります。

① Phase2業績目標

Phase1からの持続的な成長を目指してまいります。（単位：億円）

	Phase1			Phase2			
	2016年度 (実績)	2017年度 (実績)	2018年度 (実績)	2019年度 (目標)	2019年度 (実績)	2020年度 (目標)	2021年度 (目標)
売上高	1,685	1,701	2,123	2,000	2,076	2,000	
売上総利益	225	250	316	300	321	310	320
経常利益	68	74	112	90	112	95	100

目標設定の考え方：2018年度は、期中の旺盛な当社製造業顧客の設備投資により、好業績となりました。2019年度以降は、それらの減速の可能性も考慮し目標設定しております。

なお、Phase2初年度となる2019年度は目標を達成することができました。

② Phase2最終年度

- ・経常利益率：5.0%以上
- ・ROE（自己資本当期純利益率）：8.0%以上

③ Phase2期間中の目標

- ・配当 : 1株当たり年間配当金60円以上
- ・自己株式取得 : 500万株程度
- ・総還元性向 : 70%以上

以上の取り組みにより、すべてのステークホルダーの皆様からさらなる「信頼」をいただけるよう努めてまいります。

当社グループは、長期ビジョンを実現し「選ばれる」会社となるため、引き続き環境変化に柔軟に対応できる企業体制を構築しつつ、新技術の開発、コーポレートガバナンスの一層の強化に取り組み、コンプライアンスの徹底を土台として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け鋭意努力を重ねてまいります。

5. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

■ 受注高 ■ 売上高

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産

(単位：百万円)



区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
受注高	185,880百万円	191,113百万円	217,096百万円	194,018百万円
売上高	168,512百万円	170,157百万円	212,314百万円	207,684百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,698百万円	3,906百万円	9,046百万円	7,576百万円
1株当たり当期純利益	73円91銭	63円02銭	150円02銭	128円51銭
総資産	166,612百万円	177,014百万円	195,321百万円	180,805百万円
純資産	85,961百万円	86,191百万円	89,772百万円	87,364百万円

(注) 2018年度から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号)を適用しており、2017年度の総資産は当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。

2019年度(当期)は、前期に産業空調分野の受注が好調であったことの影響等により受注高、売上高は減少いたしました。

利益面につきましては、工事採算の改善等により営業利益及び経常利益は増益となりましたが、前期に繰延税金資産の回収可能性を見直したことの影響で親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

②当社の財産及び損益の状況

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
受注高	158,772百万円	174,724百万円	199,329百万円	171,546百万円
売上高	150,645百万円	151,584百万円	192,183百万円	186,091百万円
当期純利益	3,797百万円	2,646百万円	8,079百万円	7,591百万円
1株当たり当期純利益	59円75銭	42円69銭	133円98銭	128円77銭
総資産	160,571百万円	168,561百万円	184,118百万円	169,610百万円
純資産	81,750百万円	79,349百万円	81,638百万円	79,785百万円

(注) 2018年度から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号)を適用しており、2017年度の総資産は当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。

2019年度(当期)の状況につきましては、前項「企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであり、追記すべき事項はありません。

6. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三機テクノサポート株式会社	100百万円	100%	設備工事事業
三機産業設備株式会社	20百万円	100%	//
三機化工建設株式会社	80百万円	100%	//
三機環境サービス株式会社	50百万円	100%	//
三機パートナーズ株式会社	10百万円	100%	保険・リース・人材派遣事業
AQUACONSULT Anlagenbau GmbH	18千ユーロ	100%	散気装置製造販売事業
THAI SANKI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO.,LTD.	16,000千タイ・パーツ	49%	設備工事事業
三机建筑工程（上海）有限公司	3,800千米ドル	100%	//

(注) 1. 上記の子会社は連結子会社であります。

2. 三機パートナーズ株式会社については、セグメント上は「その他」に含めております。また、AQUACONSULT Anlagenbau GmbHについては、セグメント上は設備工事事業の「環境システム」に含めております。

3. 三机建筑工程（上海）有限公司については、当期から新たに連結の範囲に含めております。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社あり、連結決算の概要は、[1](#)企業集団の現況に関する事項1. 事業の経過及びその成果、並びに5. 財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び関係会社12社（うち連結子会社8社）で構成されており、主たる事業である設備工事事業のほか、不動産の賃貸・管理事業等を行っております。なお、設備工事事業では、次のような建築設備及びプラント設備の企画、設計、製作、監理、施工、販売、コンサルティングを行っております。

建築設備	ビル空調衛生	空気調和設備、給排水衛生設備、防災設備、厨房設備、地域冷暖房施設、原子力関連施設
	産業空調	産業空調設備、クリーンルーム設備、医薬・食品製造施設、環境制御装置、冷凍・冷蔵装置
	電気	電気設備、電気通信設備、通信関連施設、電気土木
	ファシリティシステム	オフィス等ワークプレイス設計・構築、移転プロジェクトマネジメント、ワークスタイル改革コンサルティング、設備コンサルティング、中央監視・自動制御システム、情報通信ソリューション、危機管理（BCP）ソリューション、IP電話ソリューション、セキュリティソリューション、スマートビルディング関連ソリューション
プラント設備	機械システム	FAシステム、物流システム、グリーン搬送システム、空港手荷物・貨物ハンドリングシステム、搬送情報制御システム、医薬ハンドリングシステム、標準コンベヤ
	環境システム	上水・下水処理設備、一般及び産業廃棄物処理・再生設備、汚泥再生処理設備、産業用排水・排ガス処理設備、食品・化学等産業用プラント設備

8. 主要な事業所

当社	本社	東京都中央区明石町8番1号		
	支社	東京支社（東京都中央区）	関西支社（大阪市）	中部支社（名古屋市）
	支店	九州支店（福岡市）	北海道支店（札幌市）	中国支店（広島市）
		東北支店（仙台市）	北陸支店（富山市）	横浜支店（横浜市）
		関東支店（さいたま市）	千葉支店（千葉市）	茨城支店（土浦市）
		京都支店（京都市）	神戸支店（神戸市）	四国支店（高松市）
		静岡支店（静岡市）	豊田支店（豊田市）	三河支店（刈谷市）
		工場	大和プロダクトセンター（大和市）	
	総合研修・研究施設	三機テクノセンター（大和市）		
	子会社	国内	三機テクノサポート株式会社（東京都中央区）	
三機産業設備株式会社（大和市）				
三機化工建設株式会社（東京都中央区）				
三機環境サービス株式会社（東京都中央区）				
三機パートナーズ株式会社（東京都中央区）				
海外		AQUACONSULT Anlagenbau GmbH（オーストリア）		
		THAI SANKI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO.,LTD.（タイ）		
		三机建筑工程（上海）有限公司（中国）		

（注）2019年9月2日付で、神奈川県大和市の「大和プロダクトセンター」が本格稼働いたしました。

9. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,501名	107名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,992名	25名増	43.2才	18.5年

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,350百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,054百万円
株式会社りそな銀行	1,040百万円
株式会社三菱UFJ銀行	804百万円
株式会社横浜銀行	800百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 192,945,000株
2. 発行済株式総数 60,661,156株 (自己株式 3,026,442株を含む)
3. 株 主 数 4,216名 (対前期末 835名増)
4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	5,700千株	9.89%
大樹生命保険株式会社	3,724千株	6.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,365千株	5.84%
日本生命保険相互会社	3,038千株	5.27%
三機共栄会	2,796千株	4.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,442千株	4.24%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,367千株	2.37%
三機工業従業員持株会	1,228千株	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	975千株	1.69%
ダイエフエイ インターナショナル スモール キャップ バリュウ ポートフォリオ	965千株	1.67%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式3,026千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 また、持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数第三位を四捨五入しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施のため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2019年8月9日の取締役会決議に基づき、2019年8月13日から2020年1月29日の間、市場取引及び東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けにより、1,958千株の自己株式を総額2,899,881千円で取得いたしました。

また、当社は、会社法第178条の規定により、2019年8月9日の取締役会決議に基づき、2019年8月19日をもって2,000千株の自己株式を消却いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

① 保有する新株予約権の数

1,490個

② 目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 149,000株（新株予約権1個につき100株）

③ 当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額	個数	保有者数
			行使価額		
取締役 (社外取締役を除く)	2013年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2013年7月12日～ 2043年7月11日	579円 1円	160個	7名
取締役 (社外取締役を除く)	2014年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年7月12日～ 2044年7月11日	695円 1円	170個	7名
取締役 (社外取締役を除く)	2015年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年7月11日～ 2045年7月10日	896円 1円	230個	8名
取締役 (社外取締役を除く)	2016年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年7月15日～ 2046年7月14日	822円 1円	230個	8名
取締役 (社外取締役を除く)	2017年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年7月13日～ 2047年7月12日	1,186円 1円	220個	7名
取締役 (社外取締役を除く)	2018年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年7月13日～ 2048年7月12日	1,040円 1円	240個	7名
取締役 (社外取締役を除く)	2019年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年7月13日～ 2049年7月12日	1,147円 1円	240個	7名

- (注) 1. 「払込金額」及び「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。
 2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとします。
 3. 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 4. 新株予約権の主な行使条件
 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できます。なお、かかる行使は一括行使に限るものとします。
 (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名に限り本新株予約権を行使できます。なお、かかる行使は一括行使に限るものとします。

2. 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の内容等

① 交付された新株予約権の数

380個

② 目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 38,000株（新株予約権1個につき100株）

③ 当社使用人への交付状況

	名称	行使期間	払込金額	個数	交付者数
			行使価額		
執行役員 (当社取締役を兼務 している者を除く)	2019年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年7月13日～ 2049年7月12日	1,147円 1円	380個	31名

(注) 1. 「払込金額」及び「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとします。

3. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

4. 新株予約権の主な行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できます。なお、かかる行使は一括行使に限るものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名に限り本新株予約権を行使できます。なお、かかる行使は一括行使に限るものとします。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	梶 浦 卓 一	取締役会議長
代表取締役社長	長谷川 勉	社長執行役員
代表取締役	玖 村 信 夫	副社長執行役員 最高財務責任者 CSR推進本部、主査室、 経理本部、不動産事業統括室担当
代表取締役	藤 井 日出海	副社長執行役員 総務人事本部長 情報システム室、総務人事本部担当
取締役	三 石 栄 司	専務執行役員 建築設備事業本部長 建築設備事業本部、安全衛生品質環境推進室担当
取締役	本 松 卓	専務執行役員 プラント設備事業本部長 プラント設備事業本部担当
取締役	石 田 博 一	専務執行役員 経営企画室長 経営企画室担当
取締役	工 藤 正 之	常務執行役員 ファシリティシステム事業部、海外事業部担当
取締役	古 村 昌 人	
取締役	社外 独立役員 山 本 幸 央	
取締役	社外 独立役員 額 賀 信	
取締役	社外 独立役員 柏 倉 和 彦	
常勤監査役	福 井 博 俊	
常勤監査役	人 見 悦 司	
監査役	社外 独立役員 藤 田 昇 三	弁護士（藤田昇三法律事務所） アセットマネジメントOne株式会社社外取締役監査等委員 株式会社エコス社外取締役 文化シャッター株式会社社外取締役監査等委員
監査役	社外 独立役員 跡 見 裕	杏林大学名誉学長 大日本住友製薬株式会社社外取締役
監査役	社外 独立役員 江 頭 敏 明	三井住友海上火災保険株式会社常任顧問

- (注) 1. 監査役 跡見 裕、江頭敏明の両氏は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役 井口武雄、則定 衛の両氏は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役 江頭敏明氏は、2019年6月27日付で三井不動産株式会社の社外取締役を退任しております。また、同氏は、2020年3月31日付で三井住友海上火災保険株式会社常任顧問を退任し、当期末後の2020年4月1日付で同社特別顧問に就任しております。
4. 取締役 山本幸央、額賀 信、柏倉和彦の各氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 藤田昇三、跡見 裕、江頭敏明の各氏は、社外監査役であります。
6. 取締役 山本幸央、額賀 信、柏倉和彦、監査役 藤田昇三、跡見 裕、江頭敏明の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 監査役 人見悦司氏は、当社の経理・財務部門に長年在籍し、財務・会計分野に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

社長執行役員	長谷川 勉	執行役員	名 取 秀 雄
副社長執行役員	玖 村 信 夫	執行役員	宮 崎 和 夫
副社長執行役員	藤 井 日出海	執行役員	富 田 弘 憲
専務執行役員	三 石 栄 司	執行役員	富 野 一 生
専務執行役員	本 石 松 卓	執行役員	川 辺 善 和
専務執行役員	本 石 博 一	執行役員	泉 穴 常 明
常務執行役員	齊 藤 一 男	執行役員	冨 部 郁 和
常務執行役員	白 木 博 之	執行役員	冨 嶋 伸 祐
常務執行役員	杉 浦 繁 年	執行役員	飯 田 敬 治
常務執行役員	國 廣 正 幹	執行役員	太 田 山 郎
常務執行役員	廣 瀬 倉 順 一	執行役員	苑 中 本 彦
常務執行役員	朝 福 田 正 之	執行役員	松 門 脇 公 晃
常務執行役員	工 藤 正 之	執行役員	門 鹿 田 安 彦
		執行役員	成 瀨 野 耕 一
		執行役員	勝 本 青 史
		執行役員	青 中 野 村 一 史
		執行役員	中 野 村 口 哲 士
		執行役員	野 村 口 野 保
		執行役員	岩 波 多 宏 順
		執行役員	波 多 野 保

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役梶浦卓一氏、古村昌人氏、社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支払人員	支払総額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	634,753千円 (39,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (5名)	116,900千円 (39,600千円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の支払人員には、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名が含まれております。
2. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額として取締役分149,300千円及び監査役分26,300千円がそれぞれ含まれております。
3. 報酬等の額には、2019年6月27日開催の取締役会決議により、株式報酬型ストックオプションとして取締役7名に付与した新株予約権27,528千円が含まれております。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額650百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）であります。
(2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額120百万円であります。
(2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議)

4. 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等の関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
山本幸央	社外取締役	
額賀信	社外取締役	
柏倉和彦	社外取締役	
藤田昇三	社外監査役	弁護士（藤田昇三法律事務所） アセットマネジメントOne株式会社社外取締役監査等委員 株式会社エコス社外取締役 文化シャッター株式会社社外取締役監査等委員
跡見裕	社外監査役	杏林大学名誉学長 大日本住友製薬株式会社社外取締役
江頭敏明	社外監査役	三井住友海上火災保険株式会社常任顧問

- (注) 1. 藤田昇三氏は、藤田昇三法律事務所を主宰しておりますが、当社と同事務所の間には特別の利害関係はありません。
また、同氏は、アセットマネジメントOne株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しており、当社は、同社と建築設備工事請負契約等の取引があります。
また、同氏は、株式会社エコスの社外取締役を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
また、同氏は、文化シャッター株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
2. 跡見裕氏は、杏林大学の名誉学長を兼職しており、当社は、同大学と建築設備工事請負契約等の取引がありますが、当該取引は、直前3事業年度の連結売上高比において最大でも0.56%であることから、当社が定める社外役員の独立性基準の要件を満たしております。
3. 江頭敏明氏は、三井不動産株式会社の社外取締役を兼職しておりましたが、2019年6月27日付で退任しております。なお、当社と同社との間には建築設備工事請負契約等の取引があります。また、同氏は、三井住友海上火災保険株式会社の常任顧問を兼職しておりましたが、2020年3月31日付で退任し、当期末後の2020年4月1日付で同社特別顧問を兼職しております。なお、当社は、同社と建築設備工事請負契約及び損害保険契約等の取引がありますが、当該取引は、直前3事業年度の連結売上高比において最大でも0.28%であることから、当社が定める社外役員の独立性基準の要件を満たしております。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
山本幸央	社外取締役	91% (11回/12回)	—	主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行っております。
額賀信	社外取締役	100% (12回/12回)	—	主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行っております。
柏倉和彦	社外取締役	100% (12回/12回)	—	主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行っております。
藤田昇三	社外監査役	91% (11回/12回)	100% (8回/8回)	主に弁護士としての専門的見地から有用な発言を行っております。
跡見裕	社外監査役	90% (9回/10回)	100% (6回/6回)	主に経験豊富な大学経営者・医学者の観点から有用な発言を行っております。
江頭敏明	社外監査役	90% (9回/10回)	100% (6回/6回)	主に経験豊富な経営者の観点から有用な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額	74百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、監査計画の内容、監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について合理的な水準であると判断し、同意をしております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ①会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合
- ③会計監査人として、監査品質、品質管理、独立性又は総合的能力等の観点から監査を適切に遂行することが不十分であると判断される場合

監査役会は、上記①に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、上記②又は③に該当した場合は、必要に応じて株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

7. 会計監査人の辞任又は解任に関する事項

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針（内部統制システム基本方針）を定めており、その内容は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 企業倫理規程に基づき、社長を委員長とする企業倫理委員会を中心に、三機工業グループコンプライアンス宣言、三機工業グループ行動規範・行動指針及び三機工業グループ行動基準等の浸透を図り、コンプライアンス推進活動を実施する。
- ii. 法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図る。
- iii. 内部監査部門等により、遵法の指導、モニタリングを実施し、コンプライアンスを強化する。
- iv. 通報窓口を活用し、社内の自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。
- v. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除する。
- vi. 万一コンプライアンスに反した事態が発生した場合は、就業規程等により厳正に対処する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令の定め及び社内規則（文書保管・保存規則、情報セキュリティリスク管理規則等）に則り、適切な保存・管理を行い、その状況を確認する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 経営リスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、損益、環境、災害などに係るリスク）については、リスク管理委員会を設置し、全社のリスクを一元的に管理する。リスク管理委員会のもとに分科会を設け、特定のリスクについて評価、コントロールを行う。
- ii. 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合、社長は速やかに対応部署及び責任執行役員を定める。重要な経営判断を要する事項については、その重要度に応じて経営会議、取締役会において判断する。
- iii. 財務報告に係る内部統制規程、経理規程等に則り、財務報告の適正性を確保する。

- 4 取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- i. 執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、経営会議、執行役員会等での審議・報告により経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。
 - ii. 子会社に対し当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- 5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- i. 子会社の重要な組織・経理・業務・財務状況等に関しては、子会社管理規則に則り、それぞれの子会社の担当執行役員及び担当部署への速やかな報告、承認を通じて管理する。
 - ii. 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認する。
- 6 監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- i. 監査役は、必要があるときは、取締役に対して監査役スタッフの派遣を求めることができる。また、監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - ii. 監査役スタッフの人事異動に際しては、人事担当執行役員は、事前に監査役の同意を得るものとする。
 - iii. 監査役は、取締役会、経営会議、企業倫理委員会、執行役員会その他重要な会議に出席する。
 - iv. 監査役は、役員・従業員から報告・重要な書類の提示を受け、また、内部監査部門から内部監査の報告を受ける。
 - v. 子会社の取締役・監査役及び従業員（以下「子会社の役職員」という。）は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - vi. 子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査役に報告することができる。
 - vii. 監査役に報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。
 - viii. 監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
 - ix. 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と随時協議し、必要な場合は内部監査部門に対して特定事項の調査を依頼することができる。
 - x. 監査役は、当社グループの取締役及び従業員に対して業務執行に関する必要な事項の調査・説明を求めることができる。調査・説明を求められた当社グループの取締役及び従業員は、速やかに適切な調査・説明を行わなければならない。
 - xi. 社長は、監査役と定期的に意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの全役員・従業員が守るべき行動規範として、三機工業グループコンプライアンス宣言、三機工業グループ行動規範・行動指針及び三機工業グループ行動基準等を制定しております。また、企業倫理委員会が中心となり、当社グループの全員が高い倫理観を持って責任ある行動をとるように施策を検討し、企業倫理研修及びアンケートによるモニタリングにより、コンプライアンス意識のさらなる向上に努めております。

また、企業倫理全般に関する通報窓口に加え、経営陣から独立した立場にある常勤監査役への通報窓口、さらに、女性の活躍をバックアップし、働きやすい職場環境づくりを目指して、女性向け相談窓口を運用しております。

企業倫理委員会の審議結果及び内部通報制度の運用状況は、定期的に取り締役会へ報告しております。通報件数や対応結果は当社グループ内へ公表して、内部通報制度に対する信頼性を高めております。

② 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会などの議事録を法令の定め及び社内規則に則り、適切に保存・管理を行い、その状況を内部監査部が確認しております。

③ 損失の危険の管理に関する体制

当社は、リスク管理委員会が中心となり、当社グループ内の想定されるリスクを抽出し、未然防止と対応策を決定しております。リスク管理委員会では、お取引先・法務・労務・財務・情報セキュリティ・海外・コンプライアンス・品質・安全・経営など分野ごとの分科会を中心に、リスクの兆候管理やリスク対策の有効性の検証を行っております。

リスク管理委員会での審議結果は、定期的に取り締役会へ報告しております。

さらに当期は、緊急連絡体制を再確認するとともに、経営層への速やかな連絡体制を検証するために、BCPポータルサイトを利用した全社的な連絡訓練を実施しました。

情報セキュリティ対策といたしましては、当社グループの全員は、毎年定期的に、ガイドラインに準拠した情報セキュリティに関する研修を通じてリスク管理意識の浸透に努めております。

さらに、海外子会社におけるリスク対策といたしまして、海外グループ会社からのリスク報告を検証しております。

経営全般のリスク管理の浸透状況は、内部監査部が定例内部監査を通じて確認しております。

④ 効率的な職務執行を確保するための体制

当社は、取締役会を開催し、法令や定款に定める事項や業務執行に関する事項の決定のほ

か、業務執行が適切に行われていることを監督しております。経営会議では、付議及び報告の基準に則って、職務の執行を効率的に行うことができる体制としております。

また、社外取締役・社外監査役を構成員とする社外役員連絡会を四半期ごとに開催し、必要な情報の交換と認識の共有を行い、経営の監督機能を強化しております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、組織規程及び職務分掌規程等に当社の機構、職務分掌、職制及び職務権限の大綱を規定し、業務の組織的運営を行っております。

当社グループ各社におきましても、重要な事項は取締役会で決定し、業務の適正を確保する体制としております。

また、エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し広く社会の発展に貢献する、という「三機工業グループ経営理念」において、当社グループの目指すべきところや社会における存在意義を示し、当社グループ全役員・従業員が経営理念の価値観を共有しております。

当期は、当社グループの長期ビジョン“Century 2025” Phase 2 の初年度でした。Phase 2 では、Phase 1 で行ってきた「質」を高める取り組みを継続しつつ、あらゆるステークホルダーからの「信頼」を高め、企業価値のさらなる向上を目指しております。

⑥ 監査役の実効的な監査を確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部との間でそれぞれ定期的に意見交換の場を持つほか、常勤監査役は、経営会議、長期計画委員会、総合予算会議、リスク管理委員会、執行役員会など重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況の確認を行っております。

また、常勤監査役は、内部監査部門と定期的に情報交換・意見交換を行って、監査の実効性の向上を図るほか、当社グループ各社の監査役を兼任し、各社社長と定期的に意見交換を行って、当社グループ全体の内部統制に関する状況の把握を行っております。

さらに、会計監査人と必要な都度、情報交換を行い、監査の独立性と適正性を監視しつつ、監査計画及び監査結果の報告を受けるなど連携を取りながら監査の実効性の向上を図っております。

3. 反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

- i. 三機工業グループ行動規範・行動指針に反社会的勢力への対応方針を記載するとともに、研修によりこれを社内に周知徹底しております。

- ii. 反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係の遮断、排除に努めております。
- iii. 反社会的勢力からの接触には、総務人事本部を対応統括部署とし、各事業所における不当要求防止担当部署と緊密に連携をとりながら毅然とした態度で対応しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

当期（2019年度）を初年度とした中期経営計画“Century 2025” Phase2において、当社グループ経営目標の中で総還元性向70%以上を目標値として定めており、配当については1株につき年間60円以上の安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中期経営計画“Century 2025” Phase2の財務・資本政策「ステークホルダーへの還元」の一環として、資本金4,000万円未満の協力会社の経営安定化をサポートし、一体となって持続的な成長を目指すため、当期に支払条件の見直し（全額現金払い）を実施いたしました。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢と当社の業績に与える影響を慎重に見極めつつ配当金額を検討してまいりましたが、このような状況下においても予想値以上の利益を計上して創立95周年を迎えることができましたことも踏まえ、ステークホルダーである株主の皆さまへの還元をとおして新型コロナウイルス感染症収束後の経済回復と活性化に貢献したいと考えております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり35円としておりましたが、普通配当に加え特別配当25円を行うことを予定しております。

この結果、当期の1株当たり期末配当金は60円、年間配当金は中間配当金35円とあわせて95円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	130,765	流 動 負 債	79,705
現 金 預 金	44,946	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	52,489
受取手形・完成工事未収入金等	71,739	短 期 借 入 金	6,869
電 子 記 録 債 権	5,063	リ ー ス 債 務	189
有 価 証 券	2,999	未 払 法 人 税 等	1,505
未 成 工 事 支 出 金	2,589	未 成 工 事 受 入 金	7,493
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	542	賞 与 引 当 金	4,088
そ の 他	2,901	役 員 賞 与 引 当 金	242
貸 倒 引 当 金	△17	完 成 工 事 補 償 引 当 金	411
		工 事 損 失 引 当 金	50
		そ の 他	6,363
固 定 資 産	50,040	固 定 負 債	13,735
有 形 固 定 資 産	13,957	長 期 借 入 金	3,850
建 物 ・ 構 築 物	9,996	リ ー ス 債 務	292
機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	478	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,465
土 地	3,107	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	39
リ ー ス 資 産	284	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	300
建 設 仮 勘 定	89	損 害 賠 償 引 当 金	190
		繰 延 税 金 負 債	30
		そ の 他	5,568
無 形 固 定 資 産	679	負 債 合 計	93,440
投 資 其 他 の 資 産	35,403	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	24,017	株 主 資 本	82,254
長 期 貸 付 金	101	資 本 金	8,105
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,407	資 本 剰 余 金	4,181
敷 金 及 び 保 証 金	1,462	利 益 剰 余 金	74,155
保 険 積 立 金	626	自 己 株	△4,187
繰 延 税 金 資 産	2,372	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,807
そ の 他	5,379	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,274
貸 倒 引 当 金	△1,963	為 替 換 算 調 整 勘 定	△179
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,286
資 産 合 計	180,805	新 株 予 約 権	302
		純 資 産 合 計	87,364
		負 債 純 資 産 合 計	180,805

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			118,633	負債の部			78,264
流動資産			118,633	流動負債			78,264
現金預手	金形権		40,418	支払手形	形入金		4,727
受取手形	金形権		2,247	工事未払	入金		45,728
電子記録債権	金形権		5,022	短期借入金	入金		6,869
完成工事未収入	金形権		61,526	未払法人税等	入金		180
有価証券	金形権		2,999	未払工事引当金	入金		4,530
未成工事支出	金形権		2,130	未成工事引当金	入金		906
原材料及び貯蔵品	金形権		200	未成工事引当金	入金		7,278
立替の当	金形権		2,069	賞与引当金	入金		3,972
倒引当	金形権		2,030	役員賞与引当金	入金		3,434
			△14	完工工事損失引当金	入金		175
固定資産			50,976	固定負債			388
有形固定資産			13,972	長期借入金	入金		50
建物	物		10,036	長期借入金	入金		22
構築物	物		164	長期借入金	入金		11,559
機械及び装置	物		133	退職給付引当金	入金		3,850
車両運搬具	物		0	退職給付引当金	入金		158
工具及び備品	物		289	退職給付引当金	入金		1,454
土地	地		3,105	退職給付引当金	入金		39
建物	地		142	退職給付引当金	入金		300
建設仮勘定	地		101	退職給付引当金	入金		190
無形固定資産			655	退職給付引当金	入金		2,902
投資その他の資産			36,348	退職給付引当金	入金		2,261
投資有価証券			23,559	退職給付引当金	入金		404
関係会社株			335	負債合計			89,824
関係会社出資			643	株主資本			72,179
長期貸付金			52	資本金			8,105
関係会社長期貸付金			548	資本剰余金			4,181
破産更生債権等			109	資本剰余金			4,181
長期前払費用			540	利益剰余金			64,080
前払年金費用			5,471	利益剰余金			2,026
敷金及び保証金			1,349	その他利益剰余金			62,054
保険積立金			626	固定資産圧縮積立金			996
長期性預金			1,510	別途利益剰余金			31,110
繰延税金資産			650	繰越利益剰余金			29,947
倒引当			3,117	自己株式			△4,187
			△2,166	評価・換算差額等			7,304
資産合計			169,610	その他有価証券評価差額金			7,304
				新株予約権			302
				純資産合計			79,785
				負債純資産合計			169,610

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

三機工業株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村和臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嵯峨貴弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤秀明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三機工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

三機工業株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村和臣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嵯峨貴弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤秀明	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三機工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年5月25日

三機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 福井博俊 ㊟

常勤監査役 人見悦司 ㊟

社外監査役 藤田昇三 ㊟

社外監査役 跡見裕 ㊟

社外監査役 江頭敏明 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 電話03-3504-1111(代表)

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。



最寄り駅

J R線 ■有楽町駅下車
■新橋駅下車

■日比谷口 徒歩5分
■日比谷口 徒歩7分

地下鉄

■銀座駅下車 C1 徒歩5分
■日比谷駅下車 A13 徒歩3分
■内幸町駅下車 A5 徒歩3分

株主総会にご来場の株主さまにお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した「ベジタブルオイルインク」を使用しています。